

危険なブロック塀を撤去しましょう

真庭市ブロック塀等撤去事業



地震時におけるブロック塀等の倒壊による被害や、通行の妨げになることを防止することで、災害に強いまちづくりを図るため、民間の既存ブロック塀等の撤去工事の費用を一部補助します。

補助概要

危険なブロック塀等を全部撤去する工事費の内、以下のいずれか少ない額の **2 / 3** の額（千円未満は切り捨て）で、上限額を **15万円** とします。

対象となるブロック塀等の撤去に要する費用（工事見積額）
対象となるブロック塀等の長さ1mあたり9,000円を乗じた額

（算定例）塀の長さ30m、工事見積額50万円の場合
50万円（工事見積額）
 $30\text{m} \times 9,000\text{円} / \text{m} = 27\text{万円}$
 $27\text{万円} \times 2/3 = 18\text{万円}$
18万円 > 上限額15万円 補助額15万円

対象となるブロック塀

以下の条件を全て満たすものです。

市内に存するもの

避難道路に面しているもの

（建築物に附属しないブロック塀等単体も含む）

道路面からの高さ(A)が1m以上のもの

道路境界線からの距離(B)が高さ(A)以下のもの

危険なブロック塀等であるもの

避難道路

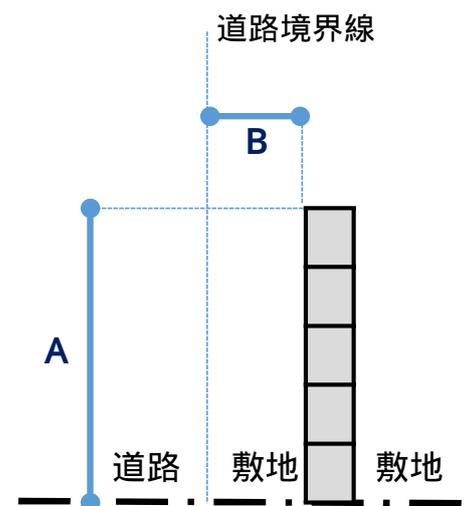
住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る経路、通学路等市が指定する道路

ブロック塀等

補強コンクリートブロック、レンガ、石積等の組積造の塀その他これらに類する塀をいう。ただし、土塀、万年塀は除く。

危険なブロック塀等

既存のブロック塀等で、ブロック塀等点検チェックリストに不適合項目があるもの



募集期間

毎年12月まで 先着順のため、予算がなくなり次第締切ります

申込みできる方

当該ブロック塀等の所有者/市税全てを完納されている方

補助金交付申請に必要な書類

ブロック塀等の所有者であることを示す書類
 (下記の内のいずれか一つ)
 (建物又は土地の登記簿謄本、建築確認済証の写し、固定資産税家屋課税台帳の写し等)
 付近見取図
 位置図(撤去するブロック塀等の位置、高さ、長さがわかるもの)

ブロック塀等撤去事業物件調査
 ブロック塀等点検チェックリスト
 ブロック塀等の現況写真
 工事見積書及び見積内訳書の写し
 誓約書
 市税の完納証明書

補助対象範囲例



《説明事項》

- 共通して必要な要件
 - ・道路面からの高さが1m以上あること
 - ・通学路や避難路の沿道にあること
 - ・点検項目に該当する危険なブロック塀であること
- 補助交付が可能な案件の例
 - 補助対象となるブロック塀等
 - - - 補助対象外のブロック塀等
 - - - 用水路がある場合
 - [高さ(A) ≥ 道路境界線からの距離(B)]
 - ▲ 出入口
- その他注意事項
 - ・延長敷地、袋小路、民地通路などは補助対象外
 - ・申請前に着手した場合は補助対象外

ブロック塀等点検チェック項目

下記点検結果に xを記入し、一つでもxがあれば危険なブロック塀等とみなします。

【補強コンクリートブロック塀の場合】

組積造(石積、れんが塀等)の場合については、他のチェック項目があります

点検項目	点検内容	点検結果
塀の高さ	2 . 2 m以下である	
塀の厚さ	高さ2 mを超える場合、1 5 cm以上である	
	高さ2 m以下の場合、1 0 cm以上である	
控え壁	塀の長さ3 . 4 m以内ごとに、塀の高さの1 / 5 以上突出した控え壁がある(塀の高さが1 . 2 mを超える場合)	
基礎	コンクリートの基礎がある	
健全性	傾き、ひび割れがなく、健全である	
鉄筋	塀に鉄筋が入っている	

申し込み方法

申請書類を真庭市まちづくり推進課へ提出してください。
 なお、申請書類は真庭市ホームページからも入手できます。

お問い合わせ先

真庭市建設部まちづくり推進課
 〒719-3292 真庭市久世2927-2 TEL:0867-42-7781